

旧港区女性福祉資金貸付条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(延滞利子)</p> <p>第十八条 区長は、借受者が償還期日（前条の規定により一時償還す る場合は、当該一時償還すべき期日とする。以下この条において同 じ。）までに支払うべき償還金を支払わなかったときは、当該償還 金の額につき年三パーセントの割合をもつて、当該償還期日の翌日 から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただ し、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の旧港区女性福祉資金貸付条例第十八条の 規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る延滞利子の計算につい て適用し、同日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従 前の例による。</p>	<p>(前略)</p> <p>(延滞利子)</p> <p>第十八条 区長は、借受者が償還期日（前条の規定により一時償還 す る場合は、当該一時償還すべき期日とする。以下本条において同 じ。）までに支払うべき償還金を支払わなかったときは、当該償還 金の額につき年五パーセントの割合をもつて、当該償還期日の翌日 から支払の日までの日数により計算した延滞利子を徴収する。ただ し、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(後略)</p>